

■辰野町景観計画_届出対象行為の考え方

行為	届出の対象となる基準	近隣市町村との比較	届出の対象となる基準についての考え方	
建築物	(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ13mを超えるもの又は 床面積の合計が30㎡を超えるもの	箕輪町、南箕輪村と同基準(高さは県も同一)	小屋も把握したいため
	(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは 模様替又は色彩の変更	変更に係る面積が100㎡を超えるもの	箕輪町、南箕輪村と同基準(伊那市の一般地域も同基準)	一般住宅の壁一面のみ、小屋の塗り替えなどは対象外とした ため(基本的には同色での塗り替えも届出対象行為となる)
工作物	(3) プラント類、自動車車庫(建築物とならない機械 式駐車設備等)、貯蔵施設類、処理施設類 ^{※1}	高さ10mを超えるもの又は 築造面積100㎡を超えるもの	箕輪町、南箕輪村、駒ヶ根市と同基準	
	(4) 電気供給施設等 ^{※2} のうち、 太陽光発電設備等 ^{※3} を除くもの	高さ15 mを超えるもの	高さの規模は箕輪町、南箕輪村と同基準	・高さについては、電柱を想定。電柱の低いものは7m~10m程 度。12mのものが多いとされる。 ・太陽光発電設備等については、運用をわかりやすくするた め、一括して取り扱う
	(5) その他の工作物	高さ10m を超えるもの又は 築造面積1,000㎡を超えるもの又は 太陽光発電設備等 ^{※3} についてはパネルの面 積の合計が100㎡を超えるもの又は発電容量が 10kW を超えるもの	箕輪町、南箕輪村と同基準	個人住宅の屋根へ設置される太陽光発電設備等については 一定規模以上のもののみ届出対象としたいため 【屋根に載せる太陽光パネル参考値】 5kW⇒5kW÷200W=25 1.2㎡×25=30㎡ 10kW⇒10kW÷200W=50 1.2㎡×25=60㎡
(6) 土地の形質の変更 ^{※4} (土石の採取又は鉱物の掘採を除く)	面積1,000㎡を超えるもの又は 法面・擁壁の高さ2mを超えるものかつ幅20mを 超えるもの	箕輪町、南箕輪村と同基準 (都市計画の開発許可は3,000㎡以上:非線引き区域)	・立地適正化計画の区域外の届出対象行為は1,000㎡以上の 開発 ・よう壁の建築確認申請は2mを超えるものに必要	
(7) 土石の採取又は鉱物の掘採	面積1,000㎡を超えるもの又は 法面・擁壁の高さ2mを超えるものかつ幅10mを 超えるもの	箕輪町、南箕輪村と同基準(土地の形質の変更を考慮)	立地適正化計画の区域外の届出対象行為は1,000㎡以上の 開発	
(8) 屋外における物件の堆積	面積300㎡を超えるもの又は 堆積の高さ3mを超えるもの	箕輪町、南箕輪村と同基準(伊那市の一般地域も同基準)		
(9) (1) から(5) までの建築物又は工作物の外観に表示される 特定外観意匠 ^{※5}	面積10㎡を超えるもの	箕輪町、南箕輪村と同基準(伊那市の一般地域も同基準。重 点地区は3㎡)		
行為	山地・森林	根拠	備考	
木竹の伐採 ^{※6}	伐採する面積が500㎡を超えるもの	伊那市、箕輪町、南箕輪村と同基準	近隣市町村は段丘林(軸)を考慮	

※1プラント類:コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの 貯蔵施設類:飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設 処理施設類:汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※2電気供給施設等 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第16号に規定する「電気事業」のための施設、同条第18号に規定する「電気工作物」又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設のうち、太陽光発電設備等を除くもの

※3一定の土地にまとまって自立して設置されるもの及び建築物の屋根、屋上等に設置するもので太陽熱発電設備も含む

※4都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令第4条第1項に規定する土地の形質の変更

※5 公衆の関心を引く形態又は色彩その他の意匠(営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く)

※6枯損木竹の伐採、間伐等の樹木の保育のために通常行う管理行為は除く